

船舶事故調査報告書

令和7年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年6月9日 04時48分ごろ
発生場所	北海道小樽市小樽港南南東方沖 小樽港島堤灯台から真方位125° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯43° 10.8′ 東経141° 03.7′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>ジャッペ</sup> Jappelは、南東進中、魚礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年6月24日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Jappe、5トン未満（長さ8.29m）
船舶番号、船舶所有者等	202-4546北海道、有限会社ダイクル
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	右舷船尾部船底外板に破口、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：03時56分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣りの目的で、小樽港内のマリーナを発進し、小樽市朝里の北方沖で船長と同乗者3人が釣りを行った後、釣り場を移動することとした。</p> <p>船長は、釣り仲間から、小樽市朝里の北方沖の海面下には海岸線に沿って構造物（数十年前に設置された魚礁、以下「本件魚礁」という。）があることを伝えられ、付近を航行した際におおよその位置を確認しており、ふだんから本件魚礁付近を避けて航行していた。</p> <p>船長は、移動を始める前に沖に向けて航行しており、陸岸から離れた場所から、釣り場を移動する南東進を開始したので、本件魚礁の北方（沖方）50m付近を通過すると思い、小樽市朝里に所在する防波堤の北端付近を船首目標として南東進した。</p> <p>船長は、ふだんのように山だて（海岸にある山や建物等を目標物として航行すること）で操船し、同乗者に波しぶきが掛からないよう、約4ノットの対地速力で南東進を続けていたところ、船底から異音が生じ、本船が本件魚礁と思われる浅所に乗り揚げ、乗り切ったことに気付いた。</p> <p>船長は、本船を沖に移動させて停船し、損傷状況を確認したところ、機関室への浸水を認めたので、118番通報した後、ビルジポンプを使用して排水しながら自力航行してマリーナに戻った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.0mであった。</p>

船長及び同乗者は、いずれも救命胴衣を着用していた。

船長は、南東進を開始する前に沖に向けて航行しており、陸岸から離れた場所から発進したのが、本件魚礁の沖を通過すると思ったが、南東進を開始した場所が思っていたよりも陸岸から離れていなかったため、本件魚礁に接近する進路となってしまったと本事故後に思った。

(図1 参照)

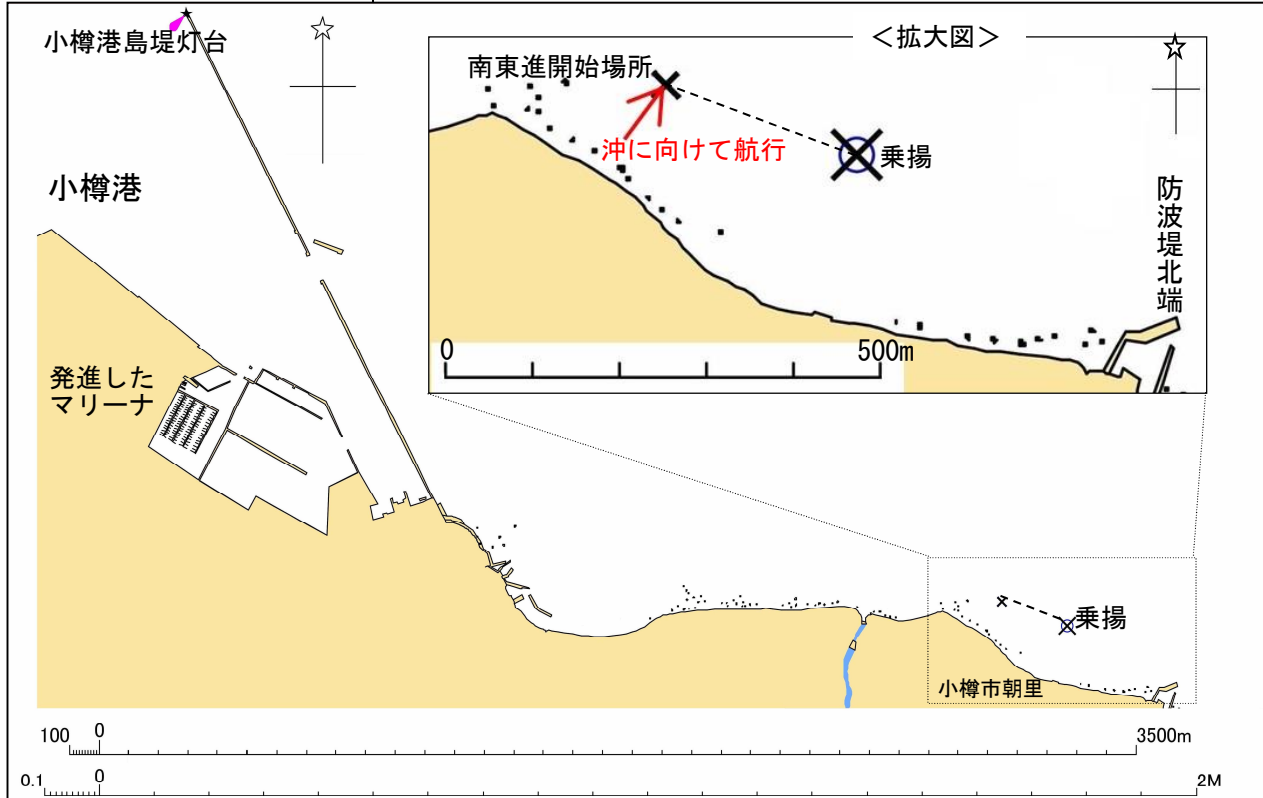


図1 乗揚に至る状況(概要)

船長は、本事故時はほぼ満潮時でさざ波があったので、潮が引いて海象が穏やかであれば気付いたはずの、海面上に出ている本件魚礁の一部や海面の色の変化に気付かなかったと本事故後に思った。

船長は、ふだんからGPSプロッターを使用することなく山だてで操船しており、本件魚礁の概位を把握していたものの、GPSプロッターに位置を記録する等の措置を採っていなかった。

第一管区海上保安本部発出の管区水路通報22号には、本件魚礁について次のとおり記載されている。

6年327号 北海道西岸—小樽港南東方 魚礁存在

下記区域に、魚礁が存在する。

区域 下記5点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-10-46.9N 141-03-36.9E

(2) 43-10-46.2N 141-03-40.8E

(3) 43-10-44.6N 141-03-45.6E

	<p>(4)43-10-41. 9E 141-03-43. 9E</p> <p>(5)43-10-44. 6N 141-03-35. 6E</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、小樽港南東方沖を釣り場移動の目的で南東進中、船長が山だてで操船したことから、ふだんよりも本件魚礁に接近する陸岸寄りの進路となっていることに気付かず、本件魚礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、釣り場移動の目的で発進する際、GPSプロッターで船位を確認しなかったことから、自身が思っていたよりも陸岸に近い地点を発進し、本件魚礁に接近する進路となっていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、小樽港南東方沖を南東進中、船長が、本件魚礁の沖を通過しようと思った際、GPSプロッターを使用することなく山だてのみで操船したため、ふだんよりも本件魚礁に接近する陸岸寄りの進路となっていることに気付かず、本件魚礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、目視のほか、GPSプロッター等の航海計器を使用して、船位及び進路を確認の上航行すること。</li> <li>・ 船長は、魚礁等の障害物を避航する際は、GPSプロッターに障害物の位置を記録し、画面上に表示させる等して活用し、確実に避航することが望ましい。</li> </ul>